

# 役員等に対する報酬等規程 ⑧

社会福祉法人 真寿会

## 社会福祉法人真寿会 役員などに対する報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真寿会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会議等)

第2条 この規程は、役員等が次の会議等に出席した場合に適用する。但し、理事長以外の者については、法人の職員と兼務し職員給与が支給されている場合は、報酬を支給しない。

- 一 理事会
- 二 監査
- 三 評議員会
- 四 入所検討委員会
- 五 評議員選任・解任委員会
- 六 その他理事長から要請があったとき

### (報酬等)

第3条 理事長は、前条の各号のいずれかに該当した場合は、出席した役員等に対し、報酬として次の金額を支給することができる。

- |                                        |                  |             |
|----------------------------------------|------------------|-------------|
| 一 理事                                   | 理事会会議費           | 日額 8,000 円  |
| 二 監事                                   | 理事会・評議員会会議費      | 日額 8,000 円  |
|                                        | 監査における執務費 2 時間まで | 日額 15,000 円 |
|                                        | 2 時間を超え 4 時間まで   | 日額 20,000 円 |
|                                        | 4 時間を超える場合       | 日額 25,000 円 |
| 三 評議員                                  | 評議員会会議費          | 日額 8,000 円  |
| 四 入所検討委員                               | 入所検討委員会会議費       | 日額 5,000 円  |
| 五 評議員選任・解任委員                           | 評議員選任・解任委員会会議費   | 日額 5,000 円  |
| 六 その他理事長から要請があったとき、上記に準じ理事長がその都度決める金額。 |                  |             |

2 前条の理事会及び評議員会において、その会議が同日に開催される場合、どちらにも出席する役員等については、いずれか一方の該当とする。

3 上記1項から3項についての費用は、役員等の手取り額とし、税金については法人が負担する。

### (旅費等)

第4条 理事長は、当該役員等が自家用車を使用して、前条の第一号から第五号の会議等に出席した場合は、以下の区分において交通費として支出することができる。

|                      |         |
|----------------------|---------|
| ・法人本部所在の市町村内居住の役員等   | 500 円   |
| ・法人本部所在の隣接市町村内居住の役員等 | 1,000 円 |
| ・上記以外の地域居住の役員等       | 2,000 円 |

(理事の業務手当)

第5条 理事が法人の業務運営において直接、指導・監督等の業務を遂行した場合、理事長は以下の単位において業務手当を役員報酬として支出することができる。尚、この場合、別に添付する『理事業務出勤簿』に本人の署名のある場合に限る。

|               |          |
|---------------|----------|
| ・2時間まで        | 15,000 円 |
| ・2時間を超えて4時間まで | 20,000 円 |
| ・4時間を超える場合    | 25,000 円 |

2 前項において各理事に支出する業務手当は、月額で150,000円を限度とする。

(協議事項)

第6条 本規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が定める。

(改正)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月20日から施行する。

この規程は、平成29年 1月12日から施行する。

この規程は、平成29年11月24日から施行する。

この規程は、令和 2年 1月30日から施行する